

# 簡易入札（見積競争）公告

## 1. 簡易入札に付する事項

- ① 件名 研究成果紹介動画制作
- ② 仕様等 別紙仕様書のとおり
- ③ 履行場所 別紙仕様書のとおり
- ④ 履行期間 令和7年6月2日（月）

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

- ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規程に該当しないものであること。ただし、未成年者、被補佐人又は補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ③ 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しないもの。
- ④ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。

## 3. 契約条項を示す場所、及び仕様書の受取方法

- ① 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目42-23  
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課 調達係  
TEL：0422-41-3476 FAX：0422-41-3169 e-mail：tender@enri.go.jp
- ② 当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。  
URL：[https://www.enri.go.jp/jp/procrm/bidd\\_info.html](https://www.enri.go.jp/jp/procrm/bidd_info.html)  
仕様書の閲覧期間 令和7年5月1日（金）まで

## 4. 仕様等を説明する説明会の開催の有無 無

## 5. 仕様等に対する質問

- ① 方法：電子メール（宛先：tender@enri.go.jp）
- ② 電子メール記載事項：質問内容・事業者名・担当部署・担当者・電話番号・FAX番号
- ③ 担当部署： 3. ①と同じ
- ④ 質問の受付期間：令和7年5月1日（水）17時00分まで

## 6. 見積書の提出方法、提出先（送信先）、提出期限及び結果

- ① 見積書提出方法：持参、郵送、FAX、又はメール  
（但し、FAX、メールの場合は後日、本紙を何らかの方法で提出すること。）
- ② 見積書提出先：3. ①まで
- ③ 提出締切日時：令和7年5月2日（金）13時00分まで
- ④ 結果連絡：令和7年5月7日（水）17時00分までに連絡  
なお、見積書の提出は2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合対応できる体制であること。

## 7. 見積書様式

任意（消費税及び地方消費税相当額込みの金額を記入下さい。また、必ず担当者名及び連絡先電話番号、FAX番号を記入下さい。）

## 8. 簡易入札保証金及び契約保証金

免除

## 9. 契約の無効

上記2の資格のない者の提出した見積書は、無効とする。

## 10. その他

見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、6. に掲げる提出期限までに提出のあったものから見積書の提出を求め、再度の見積競争をする。

令和7年4月28日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所  
契約担当役 電子航法研究所 所長 福島 荘之介

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課調達係

### 3 電子航法研究所周辺



研究成果紹介動画制作  
仕様書

令和7年4月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所  
電子航法研究所

## 1. 背景及び目的

本仕様書は、電子航法研究所（以下、「当研究所」という。）が研究成果を周知することを目的とした動画作成を行う業務の概要を示すものである。

当研究所では空飛ぶクルマの研究を実施しており、その成果の一環として、「空港周辺における AAM の飛行に関する将来展望」という文書を発行した。本業務では、当該文書を周知するとともに、その概要の説明をする動画の作成を目的とする。

## 2. 制作要件

当研究所ホームページに掲載されている「空港周辺における AAM の飛行に関する将来展望」の周知と概要説明を行う動画を、以下の要件で作成すること。

- 動画の長さ：120 秒以内
- CG・アニメーションを使用
- ナレーション付き

## 3. 納品

以下の制作物を令和 7 年 6 月 2 日（月）までに納品し承認を得るものとする。

- 動画ファイル 1 式（MP4、AVI、MOV、WMV いずれかの形式）

## 4. 一般適用事項

- (1) 請負者は当該業務を行うにあたり、著作権法を順守するものとする。
- (2) 制作物についての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利）等の一切の権利は当所に帰属するものとし、かつ、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 請負者は、各作業項目の詳細について当所と十分な打合せと連絡調整を行いつつ請負業務を実施するものとする。
- (4) 請負者は、業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本件納入後 1 年間は保証期間とし、この間に発生した使用者の責によらない制作物の不具合等に関しては無償で修正を行うこと。
- (6) 本件実施において、またその制作物の使用により、著作権に関わる紛争が生じた場合は、その処理は請負者の責任で対処すること。

## 5. 留意事項

- (1) 本業務を円滑かつ効率的に進めるため、実施にあたり疑義が生じた場合には、その都度、当研究所と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 請負者は本契約の履行にあたって監督職員の監督を受けること。
- (3) 作業完了後、仕様に基づき検査職員が検査を行う。

